

## 事業者の皆様へ

# 油は、河川や水路に流さないで！！

- ボイラー配管の破損により油が河川や水路に流出する事故が発生しています。油が流出すると多くの魚が死んだり、油膜が拡がり水環境に悪影響を与えたりします。

油が河川等に流れ出ないように注意し、適正に保管してください。

油を河川や水路に流すと、水質が悪くなって多くの魚が死ぬことがあり、警察・消防・行政等が出動する重大な事態になります。不要となった油は少量であっても**絶対に河川や水路に流さないでください。**

- 事業活動で使用した油は産業廃棄物です。適正に処理してください。

事業活動で使用した油は産業廃棄物であり、河川や水路に捨てることは不法投棄※にあたります。

また、水道や農業等の利水を阻害した場合には、損害賠償の対象になることがあります。

不要になった油は産業廃棄物処理業者に委託処理するなど適正に処分してください。

**絶対に河川や水路に流さないでください。**

※不法投棄は5年以下の懲役・1000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金の対象です



### 【お問合せ先】

○詳しくは、以下の大阪府の窓口までお問い合わせください。

大阪府環境農林水産部  
大阪市住之江区南港北1丁目14-16  
(水質の異常に関するお問合せは)  
環境管理室事業所指導課水質指導グループ  
TEL: 06-6210-9585  
(産業廃棄物に関するお問合せは)  
循環型社会推進室産業廃棄物指導課排出者指導グループ  
TEL: 06-6210-9582